

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月30日
【事業年度】	第41期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	第一商品株式会社
【英訳名】	DAIICHI COMMODITIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土肥 章
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神泉町9番1号
【電話番号】	03(3462)8011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務本部長 岡田 義孝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神泉町9番1号
【電話番号】	03(3462)8011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務本部長 岡田 義孝
【縦覧に供する場所】	第一商品株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目5番13号) 第一商品株式会社 千葉支店 (千葉県千葉市中央区新町17番地13) 第一商品株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市東区葵2丁目3番15号) 第一商品株式会社 埼玉支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町1丁目114番1号) 第一商品株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市西区楠町14番地5) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月28日に提出した第41期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

社外取締役及び社外監査役

社外取締役は選任しておりませんが、当社の社外監査役は、監査役4名中2名であり、コーポレート・ガバナンスを一層強化するために外部からの公正・客観的な立場からの取締役の業務執行を監査するうえで、適切であると考えております。

社外監査役中安博司氏につきましては、設計事務所を経営されている方で、経営に係わる専門的な知識と豊富な実績を有しており、当社経営の透明性の実現等、コーポレート・ガバナンスの強化に活かしております。

社外監査役檜原俊一氏につきましては、危機管理関係の豊富な経験と幅広い識見を有しております。その経歴を通じて培われた内部統制に関する経験や知識を活かし、業務執行の適法性等について公正・客観的な立場から監査をしていただいております。同氏は大阪証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

なお、当社と社外監査役の間には、人的関係、資本的关系、または取引関係、その他の利害関係はありません。社外監査役は取締役会における業務執行状況報告等において、状況に応じて会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換・協議を行うなど連携して業務にあたります。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役の独立性基準を定めておりません。

(訂正後)

社外取締役及び社外監査役

社外取締役は選任しておりませんが、当社の社外監査役は、監査役4名中2名であり、コーポレート・ガバナンスを一層強化するために外部からの公正・客観的な立場からの取締役の業務執行を監査するうえで、適切であると考えております。

社外監査役中安博司氏につきましては、設計事務所を経営されている方で、経営に係わる専門的な知識と豊富な実績を有しており、当社経営の透明性の実現等、コーポレート・ガバナンスの強化に活かしております。

社外監査役檜原俊一氏につきましては、危機管理関係の豊富な経験と幅広い識見を有しております。その経歴を通じて培われた内部統制に関する経験や知識を活かし、業務執行の適法性等について公正・客観的な立場から監査をしていただいております。同氏は大阪証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

なお、当社と社外監査役の間には、人的関係、資本的關係、または取引関係、その他の利害関係はありません。社外監査役は取締役会における業務執行状況報告等において、状況に応じて会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換・協議を行うなど連携して業務にあたります。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役の独立性基準を定めておりません。

・社外取締役を選任していない場合における、それに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は経営の意思決定機能と取締役・執行役員による業務執行を管理監督する機能を有する取締役会において、常時2名の社外監査役より経営全般に関する意見・指摘等を受けており、経営への監視・助言機能を強化しております。これによりコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観性・中立性が確保されており、経営監視機能が十分に機能しているため、当社では現状の体制を採用しております。